

平成27年度 第2回高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成28年2月22日（月）

18時30分～20時30分

会 場：たかじょう庁舎6階会議室

欠席委員：吉川委員，伊野部委員

公開区分：公開

（子育て給付課 森課長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成27年度 第2回高知市子ども・子育て支援会議を開催いたします。

私は、こども未来部子育て給付課長の森でございます。議事に入りますまで司会進行を務めさせていただきます。

本日の会議では、「高知市子ども・子育て支援事業計画の実施状況」などにつきましてご報告をさせていただき、ご議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、本日は吉川委員，伊野部委員がご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

さて、「高知市子ども・子育て支援会議」の委員については、平成27年8月1日から新たな任期となっております。委員の交代がありましたので簡単にご紹介をさせていただきます。

家次まりさんの後任として、高知県保育士会から大黒哲也さんに委員をお願いすることになりました。大黒委員，一言だけご挨拶をお願いします。

（大黒委員）

どうも、こんばんは。高知県保育士会から来ました大黒といたします。よろしくお願いたします。

（子育て給付課 森課長）

次に、岡林敏行さんの後任として、社会福祉法人昭和会から小笠原紀江さんに委員をお願いすることになりました。小笠原委員，一言お願いします。

（小笠原委員）

社会福祉法人昭和会東部障害者福祉センターの小笠原と申します。手探り状態で資料もササッと見て来たんですけれども、またよろしくお願いたします。

(子育て給付課 森課長)

最後に、大谷明彦さんの後任として、高知市小中特別支援学校長会から近藤亮樹さんに委員をお願いすることになりました。近藤委員、一言お願いします。

(近藤委員)

失礼します。高知市小中特別支援学校長会、中学校の会長をしております愛宕中学校の近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(子育て給付課 森課長)

ありがとうございました。今回新しく委員となられた3名の方々と引き続き委員をお願いすることになりました有田会長、神家副会長を始めとする委員の皆様には、本市における子ども・子育て支援の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

続きまして、お配りさせていただいた資料のご確認をお願いいたします。資料一覧をご覧ください。お手元にお配りさせていただきました資料は、会次第、委員名簿、座席表、所掌事項の変更について。議事(2) 関連、資料2-1 高知市子ども・子育て支援事業計画(変更案)。資料2-2 高知市子ども・子育て支援事業計画の変更について。以上でございます。なお、議事(1) 関連、資料1-1 高知市子ども・子育て支援事業計画重点施策の取組状況への評価について。資料1-2 高知市子ども・子育て支援事業計画重点施策の取組状況について。資料1-3 高知市子ども・子育て支援事業計画 実施状況等確認表。これらにつきましては、事前に送付いたしております。お手持ちの資料に不足等がございましたら事務局までお知らせください。

続きまして、所掌事項の変更について事務局から説明をします。

(子育て給付課 三吉係長)

お手元に配布をしております「所掌事項の変更について」をご覧ください。昨年10月に委員の皆様には文書でお知らせをさせていただきましたが、子ども・子育て支援会議と児童福祉審議会の所掌事項の変更を行うことなどを目的として、高知市児童福祉審議会条例の改正を行いました。条例改正の内容としては、所掌事項の追加、それと委員数の上限の変更の2点ございます。

1点目の所掌事項の追加でございますが、保育所や小規模保育事業など、教育・保育施設等の事業開始に当っては、これまでは児童福祉審議会で「認可」にかかる審議を行い、その後で、子ども・子育て支援会議で「利用定員の設定」にかかる審議を行って参りましたが、今回の条例改正で児童福祉審議会の所掌事項に「利用定員の設定」に関する審議を追加させていただきまして、「認可」と「利用定員の設定」の両方の審議を行えるようにして運営の効率を図るものです。また、この改正により「利用定員の設定」にかかる審議は、今後、この子ども・子育て支援会議においては行わないこととなります。

2点目は、直接は関係ありませんが、委員数の上限の変更です。支援会議に関係はないですけれども、昨年8月1日からの任期について委員構成を変更した上で8名で委嘱をさせていただいております。条例上の委員数の上限を15名以内としているものから8名以内に変更をしたものです。今回の条例改正後の子ども・子育て支援会議と児童福祉審議会の所掌事項については、中ほど、2番になりますが、そこに書いてありますとおりになります。

(子育て給付課 森課長)

議事に入ります前に会議の開催に当りましてお願いがございます。

本会議は情報公開対象となりますので議事録を作成いたします。ご発言の際はお名前をおっしゃっていただき、その後にご発言をお願いいたします。

それでは、議事に移ります。ここからは有田会長に進行をお願いしたいと思います。有田会長、よろしく申し上げます。

高知市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

(有田会長)

それでは、会次第に従いまして議事を進めてまいります。

議事(1) 高知市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について、事務局から報告をお願いいたします。

(子育て給付課 三吉係長)

事前にお送りをさせていただきました資料1-1、資料1-2、それと資料1-3をお手元にご用意ください。

まず資料1-1の1ページ目をご覧ください。

高知市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価につきましては、昨年6月に開催した支援会議においてもご説明をさせていただいておりますが、新任の委員さんもいらっしゃいますので、もう一度簡単に説明させていただきます。

今年度から5年間の計画として策定した事業計画の中に序論がありますけれども、その中に、計画の点検・評価として囲みの中のような記載をさせていただいております。具体的にどういった内容を点検・評価を行っていくかということについては、その2番目になります。3つの項目を皆さんに確認をしていただくこととなります。

1つ目は重点施策の取組状況です。事業計画においては5つの重点施策があり、それぞれの施策の取組状況を点検し、今後の取組方針について評価をしていきます。今年度の報告として、その取組状況をまとめたものが資料1-2でお配りをさせていただいております。

す。

2つ目の内容が、各基本施策に関連する事業等の実施状況です。事業計画には全部で20の基本施策があります。それぞれの施策に関連する事業等について、その実施状況を確認していただきます。今年度の報告分としてその実施状況をまとめたものが資料1-3でお手元にお配りさせていただいているものになります。

3つ目が数値目標の達成状況です。事業計画には平成31年度までの教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の確保方策について数値目標を記載しておりますので、その達成状況を確認してまいります。この項目については、まだ平成27年度の途中でございますので、来年度、28年度からご報告をさせていただく予定です。

点検・評価の流れについては、3番目のイメージ図のとおりになっております。これらの点検・評価を行って、子ども・子育て支援の推進を図っていくとなっております。

本日の会議では資料1-2の重点施策の取組状況の中からご報告をさせていただきます、その内容に対してご意見などをいただきたいと思っております。

また、委員の皆様にはそれぞれの重点施策の今後の取組方針について評価をしていただきたいと考えております。評価をどのように行うかについては、2ページをめくっていただけますでしょうか。2ページ目から重点施策ごとに点検・評価のシートを作成しております。重点施策①の「健やかな子どもの誕生への支援」の点検・評価のシートを見ていただきながらご説明させていただきたいと思っております。

一番上の表は事業計画に記載をしております今後の方向性、関連する事業等を一覧表にしたものです。次の「○」になりますが、施策の推進に係る主な指標。この表は事業計画に定めてある数値目標や他の行政計画において取り組む指標がある場合に記載をしております。まだ、現時点では27年度実績は出ておりませんので、この部分が今回は参考資料という扱いになります。

その次の「○」の施策の主な取組状況です。さらに、その下の施策の関連する主な事業等の実施状況については、別添のとおりとありますが、これがそれぞれ資料1-2、資料1-3で該当する資料ということになります。

その下の次の施策の今後の取組方針（推進委員会による評価）、この部分は、庁内の関係課で構成します子ども・子育て支援推進委員会という組織を立ち上げておりまして、その中で、現在の取組内容や課題をふまえた今後の取組方針を評価して、その内容を記載させていただきます。

重点施策①では評価を4とさせていただきまして、4は右に見ていただくと「課題への対応を行い取組を継続」ということで評価をさせていただき、その課題への対応・見直し等の内容をその下に記載をさせていただいています。

委員の皆様には、この推進委員会による評価に対して、この後、個別にご報告させていただき内容等を参考にさせていただき、それぞれ評価点をつけていただければと思っております。会議中のご発言等を含めてご意見がある場合は、さらにその下に記入をお願いする

ということになります。

また、今回、その下に書いていただくのは非常に小さくなりますので、お手元に評価について記入していただく用紙をお配りさせていただいております。そちらに記入していただいて、もし、会議の終了時に全部書けるようであればそれを出していただいてもかまいませんし、持ち帰っていただいて、資料等を見ていただきながら評価をしていただいて、事務局に送っていただければと思います。

それでは、重点施策の①から順番にご報告をさせていただきます。

(母子保健課 山本課長補佐)

重点施策の「①健やかな子どもの誕生への支援」についてご報告をさせていただきます。母子保健課の山本といたします。よろしく願いいたします。座って失礼いたします。

資料は資料1-2ということで、「重点施策の取組状況について」という表紙を開いていただきまして、スライドに番号、資料に番号が付いております。それに従い順番に説明いたします。2つ目です。高知市の母子保健事業ですが、概ね就学前の子どもさんを対象にしまして、下にあります関係機関と連携をとりながら事業や、それから子どもさん、保護者の方への訪問とか相談を通して個別支援を行っております。

次、3つ目です。健やかな子どもの誕生への支援は、右にあります。出産・子育て期への切れ目のない支援につなげるために、主に早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化、それと、早産リスクについての啓発と不妊に悩む人への支援ということで取り組んでおります。

次、4つ目です。早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化ということで、母子保健コーディネーターを配置しております。これは平成27年度からの取組になりまして、27年4月より母子健康手帳を交付する時に専任で面接を行うということです。今、妊娠届出は母子保健課と各地域の窓口センターで行うことができます。平成27年の4月から今年、28年1月末までの妊娠届は全体で2297人で、そのうち母子保健課の届出は457人となっております。面接は453人の方に行っております。

5番目の資料につきましては、これは国の資料の抜粋ですが、ここで国も早期に適切な対応をするということにおいて母子健康手帳の交付時の対応が重要と示しております。

6番目の資料です。早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化のための母子保健コーディネーターですけれども、こちらは妊娠中、それから出産、出産後についての相談にも対応しております。リスクが低いけれども支援の必要な妊婦への対応ということで、電話や場合によっては訪問で対応しております。こちら、母子保健コーディネーターが行っております。リスクの高い妊婦さんは、母子保健課の地区担当の保健師が継続して支援、対応するとしております。

また、経済的な理由で、助産制度というものがありますが、それを申請されている方も面接を行っております。経済的基盤が弱いということは、妊娠・出産・子育て期をやはり

身体的にも精神的にも不安定に過ごすということが考えられますので、面接によって状況を把握して助言を行っております。

こういうふうが届出とか申請とかいうところで、その書類からだけではわからない、面接してわかる妊婦さんの状況というのが把握できます。妊婦さんの心身の健康状態などを面接で把握して、その時にちょっと精神的に不安定ですという訴えがあった方を継続して支援しているというケースもございます。

次、7番目の資料になります。医療機関との連携になります。医療機関との連携は、継続看護連絡票により行っております、妊娠期から継続して関わる妊婦さんというのが、平成26年度は29名、27年度は11月末時点で25件となっております。高知市の妊婦さんが妊婦健診で受診する県内の医療機関からは、ほぼ必要な方の継続看護連絡票が届いているという現状です。

次に、8番目になりますけれども、妊娠中から家庭訪問による個別対応を行った対象は、継続看護連絡票のほかに、後は、妊娠届出書はもちろんです。助産制度の申請による妊婦さんへの対応もそうですけれども、資料にありますように、26年度が実人数で89人、27年8月末現在で30人となっております。

妊娠中から個別対応を行う方は、色々な要因、例えばお母さんの母体の健康状態とか精神的な不安定、それから妊婦健診に対する意識が低いとかいうような場合もありますし、妊娠期の健康管理に課題があったり、あるいは出産後、養育困難の状況が予測されるケースというものもあります。

事例ですけれども、妊婦健診の定期的な受診ができていないという連絡が医療機関からあって、医療機関も早産のリスクが高い妊婦さんだということで非常に心配されていた方ですが、健診予定日には保健師が受診勧奨、場合によっては受診同行というような支援も行いまして、ほぼ予定日での出産、赤ちゃんも元気に産まれてほっとしたというような事例もあります。

次、9番目の資料ですけども、こちらは早産リスクや予防についての啓発ですけども、ここに書いてあるような機会を捉えまして、食習慣とか喫煙とか飲酒とかいうことについての啓発を行っているところです。

最後に、10番目ですけども、不妊に悩む人への支援ということで、特定不妊治療費の助成事業の実施ということで、事業があります。医療保険が適用されずに高額な費用が必要となる不妊治療の経済的な負担軽減を図るための事業です。高額な治療費が必要になると、何度も治療を受けなければいけないということで、身体的にも精神的にも経済的にも負担が大きいものです。治療方法によって助成額は異なりますけれども、通算6回までの助成となっております。平成27年度からは男性が治療を行った場合には5万円が上乗せ助成となっております。

この事業につきましては、国が助成額の拡充とか男性治療の助成を拡大することになり、高知市も助成額等の拡充につきまして国の動向に合わせて実施予定としております。

最後に11番目です。まとめと今後の課題です。妊婦健診の未受診者への支援については、事例でも紹介したとおり医療機関との連携が非常に重要であるということから、引き続き、継続看護連絡票等の活用により、連携した対応を行う必要があると考えております。

それから、妊娠届が遅い方とか妊娠届出がなく出産されるケースというのも年間、数人あります。これらの方への対応が課題ということになっております。

母子健康手帳交付時の面接は現在、母子保健課での交付時のみになっておりますが、医療機関、産婦人科と連携して、母子保健課のコーディネーターの配置について医療機関にもご理解をいただき、特にリスクの高い方については、妊娠届を母子保健課へ行うように指導していただくよう働きかけを継続して行っていきたいと思っております。

全数の妊婦さんに面接することは、まだまだ今後の課題でございますが、窓口センターへ妊娠届を出された方についても、何らかの方法で状況把握ができるように、また必要な方には支援ができるように体制を考えているところです。

母子健康手帳の交付時の面接というのは、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援の第一歩になると思っております。必要な家庭への早期支援、それから、不適切な養育の予防を図ることはもちろんですが、母子保健関係者の連絡先とかを知っていただいて、産後の生活を含めた知識の提供を行うことで、妊娠期だけでなく子育て期までの切れ目ない支援につながることを目的に、今後も継続して行っていきたいと思っております。

(有田会長)

ただいま、「健やかな子どもの誕生への支援」につきましてご説明いただきましたけども、このことにつきましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(中西委員)

この母子健康手帳の交付時の面接が400人余り、母子保健課でやる分についてのみされているということですね。この地域の窓口センターって何か所。

(母子保健課 谷脇課長)

地域の窓口センターは9か所。プラス、母子保健課の窓口で計10か所で交付しています。

(中西委員)

計画的に9か所全部に配置していく計画なんですか。

(母子保健課 谷脇課長)

まだ検討中のごさいますて、分散をして配置するのか、あるいは母子保健課のみで集中するというものもあるのかと思いますけど、方向としては市内の何か所に分散して専門職を配置して面接をしていく方向で検討しております。

(中西委員)

ある市の保健師さんと話をしていましたら、交付時に申請書が来ますよね。もらいに來る時に名前とか書きますよね。

(母子保健課 谷脇課長)

妊娠届ですか。

(中西委員)

はい。その時に、帽子を深々と被って入って来たとかサングラスをかけているとか。それを部屋の中でも外さないとかですね、やはりそういう問題。それから、名前を書く時に自分の名前と夫の名前も書くんですが、その時の夫の名前になるとペンが止まったというようなケースがあるみたいですね。そんなやつをちょっとメモっというて、何年かしたら親子のトラブルが起きます。その時に引っ張っていったら、面接時にやっぱりアッと思ったケースが全部ひっかかってくるというんですね。

その市はあんまり大きい市じゃないので、交付を全部保健師がやるようにしたと。結構早い段階でチェックができるようになったという報告がありました。

コーディネーターってすごく素晴らしいことなので、できたらやはり、そのところでおさえていって、あれっと思ったやつはチェックしていってやっていくという方向でいかれたらいいのではないかなと思います。

(有田会長)

妊娠時から子育て期まで切れ目のない支援を行うというところにつきましては、一番効果的な方法で必要だろうと思いますので、よろしく願いいたします。

その他にございませんでしょうか。

(井上委員)

健診に來られなかった方の事例を先ほどお話いただきましたけれど、具体的にどういう理由で來られなかったとかいうのをもう少し、その方に限らずですけども、聞かせてください。

(母子保健課 山本課長補佐)

事情はそれぞれケースによって違いますけれども、1つには経済的な理由で妊婦健診に行く時の自己負担が支払えないので健診は行かないという理由もございますし、それから、大きいところで総体的にあるのが、やはり妊婦健診が、赤ちゃんとお母さんのために大事な健診であるということの認識が非常に低い、そういうケースもあります。

それと、それは多分、その方の理由というか言い訳だろうけれども、健診に行くのに車がないとか交通費がないのでとか、経済的なものになりますけれども、そういう理由で健診に行かないということがありますけど、やはり一番大きいのは、健診に対する大事さの認識が不足しているところは感じております。

(有田会長)

健診の大切さを徹底するような広報が必要ではないかと思われまして、そのようなこともお考えになっていますか。

(母子保健課 山本課長補佐)

本当に妊婦健診の必要性というのは、啓発だけではないと思います。妊婦健診の大事さというのはご本人もそうですし、それから、家族の方も理解が要るし、お勤めでしたら職場の理解も要るかと思えますけど、女性が赤ちゃんを産む身体であるとかということの中で健康管理というのを大事にしていくとか、妊娠したらやっぱりそうやって健診を受けるという意識を高めていくということも取り組んでいかなければと思います。

(有田会長)

リスクの高い出産もやっぱり定期的な健診ができてなかったとかあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(宮地委員)

妊娠している人に聞いたら、窓口で手帳だけもらったと。全然そういう面接、何のこと？というかたちで、いくら産んだとしても2人、3人までということで、そんなに経験が豊富な人ではない。

今、本当にそういう問題が起きないようにそこをつぶしていこうという素晴らしい取組だと思えますので、是非それをもう一歩進めて、その周辺にも当人が行かない状況があるのならば、ほとんどそのことについて知りませんでしたので、周りがサポートできるような周知ということも、これは決して無駄なことじゃないと思います。

特に妊娠がわかってから1歳6か月に至るまでの間にどれだけ、市若しくはコーディネーター、保健師さんを通じて、そして、それが顔の見えるかたちで行かなければ、どうしても障害があったりとか、大きな問題を抱えるところほど表には出さないんじゃないかという気がします。妊娠を共に喜ぶようなその体制づくりがあると、少子化にも歯止めがききはしないかなと思いますので。

窓口でパッと行ったらくれた。終わった後は健診に行っているだけという姿を見かけて、それで正常に分娩される方はそれでいいのかもしれないですけども、そこも含めてやはり不安になることが多いだろうと思いますので、コーディネーターを増やせる方向へ。少

子化に向かっている分への対応だけじゃなくて、是非そんなこともお金の要る話ですが、していただければありがたいなと思います。

(有田会長)

母子健康手帳交付時の丁寧な関わりというあたり、またどうかよろしくお願いします。なければ、重点施策②につきまして、事務局からお願いいたします。

(保育幼稚園課 宮地係長)

それでは、引き続き重点施策「②より質の高い教育・保育の推進」についてご説明します。

保育幼稚園課の宮地と申します。着席にて失礼します。

それでは、資料の14ページをご覧ください。まず、始めに家庭支援推進保育事業の拡充についてご説明をいたします。

家庭支援推進保育事業につきましては、同和保育推進事業と題しまして、平成14年度から実施しておりまして、生活保護世帯・市民税非課税世帯、ひとり親世帯、障害児、それから要保護児童などの対象児童が、保育所の入所児童の一定割合を超える場合などに加配保育士の配置を行うものであります。資料に平成27年6月からの市基準とありますけれども、正しくは平成27年6月末までの市基準です。左側に書いてあるもの、平成27年6月末までの市基準ですので、訂正をお願いします。

平成27年6月末までは、配置基準が対象児童が入所児童の30%以上又は対象児童数40人以上でしたけれども、平成27年7月からは、高知県の補助事業を活用いたしまして対象児童が入所児童の25%以上又は対象児童数30人以上としまして、拡充を図りました。

これによりまして、平成27年の当初と比較すると、27年度実績見込みでは下の表にありますとおり実施施設数が28施設から33施設と5施設増えております。なお、これら以外にも実際には基準を満たしていても、現在の保育士不足のため配置できるのに事業実施に至っていない施設もあるため、保育の確保等の対策も必要ではありますけれども、今後も厳しい環境にある子ども達に対する支援を継続しまして乳幼児期における健全な育成を推進してまいります。

次に、15ページをご覧ください。

利用者支援事業についてです。利用者支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に規定されております地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業の1つでありまして、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用について情報提供を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等の連携調整を行う事業であります。

保育幼稚園課には平成27年4月から退職しました公立保育園の元園長3人を子ども・子育て相談支援員として配置しまして、新制度の利用者支援事業を行うほか、高知県の事業

であります「親育ち・家庭支援コーディネーター」として施設の家庭支援推進保育士と連携した家庭支援の事業等も行っております。

また、先ほど母子保健課からも説明がありましたとおり、母子保健課には、母子保健コーディネーターを配置しまして母子健康手帳交付時などに、窓口面接、相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡・調整、妊娠期からの切れ目ない支援を実施しております。

次に、16ページをご覧ください。

16ページは、研修実施等による職員の資質向上についてです。ここでは高知市の保育幼稚園課で実施している研修を示しております。まず、左上ですけれども、障害児保育などの特別支援関係研修でありますとか、人権研修、家庭支援推進加配保育士研修、それから右上に書いてあります乳児保育研修やアレルギー研修などの保健関係の研修。また、左下に書いてあります園長研修でありますとか調理員研修などの給食関係の研修、また、園内研修、自主研修など、こういったここに記載してある様々な体系の研修を行っております。保育幼稚園課では、これらの研修を通年で行いまして、職員の資質向上に努めまして、最終的には教育・保育の質の向上につなげております。

次の17ページには、27年度の研修者の実績見込みの記載をしております。

こちらに記載してあるのは公立の保育園、幼稚園だけではなくて、私立の幼稚園さん、民営の保育所、それから認定こども園等の職員の方々にもご案内して、そういった方々も多数ご参加をいただいております。また、研修にもよりますけれども、回数等を増やすなど工夫をいたしまして、できるだけ多くの職員が参加できるようにしております。

次に18ページですけれども、18ページは子育て支援員研修についてです。

子育て支援員研修とは何かと申しますと、平成27年度からスタートしました、子ども・子育て支援新制度におきまして実施される各事業等の担い手となる人材を確保するため、多様な保育や子育て支援に関しての必要な知識、技能を修得することを目的とした全国共通の研修制度であります。

真ん中、中段ぐらいに書いてあります、国で定めました基本研修及び専門研修を修了して、子育て支援員研修の修了証書交付を受けることによりまして子育て支援員に認定されますと、小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、一時預かり事業、地域子育て支援事業などの子ども・子育て分野に従事することができるようになります。

19ページには、27年度に実施しましたこの研修の内容をお示ししております。

本市では高知県教育委員会、それから高知学園短期大学さんとともに、子育て支援員研修の地域保育コースを実施いたしました。受講者の大部分の方が既に保育所などで働いていて、一定、保育士資格等を持っていない方ですけれども、最終的には一時預かり事業で84名、それから地域型保育で111名が研修の修了の見込みとなっております。

それでは、最後に20ページです。

まとめと今後の課題ですけれども、家庭支援推進保育の拡充によりまして、家庭環境や

保育を行う上で配慮が必要とされる児童や家庭への支援につきまして、家庭環境や発育状況に配慮した、よりきめ細やかな保育ができるようになりました。

また、利用者支援事業の実施によりまして、相談支援員を保育幼稚園課に配置することによりまして、保育所の家庭支援保育士、それから幼稚園の教員等と連携しまして、厳しい環境にある子どもと家庭を支援する体制が整いました。

今後も引き続き、家庭環境や保育を行う上で配慮が必要とされる児童や家庭への支援について、家庭や関係機関と連携をとりながら計画的に取り組んでまいります。

それから、2つ目ですけれども、研修につきましては、従来の研修の充実に加えまして新制度に対応しまして、子育て支援員研修を実施しまして、教育・保育の質の向上を図りました。

今後は、本市及び県などが実施します各種研修等に職員が参加しやすい環境をさらに整備を行いまして、職員一人一人の専門性や技術の向上や教育・保育の質の向上につなげていくための取組を推進してまいります。

以上で、重点施策「②より質の高い教育・保育の推進」についての実施状況等についてご説明を終わります。

(有田会長)

「より質の高い教育・保育の推進」につきまして説明いただきましたけれども、次にあります保・幼・小連携のスライドが22番から32番までありますが、ここにつきましては、事務局からの報告は省略しますが、この部分につきましてもご質問、ご意見お伺いいたしますので、ただいまの重点施策につきましてご意見、ご質問ある方、どうぞお願いいたします。

(大黒委員)

14ページの家庭支援推進保育事業について、この7月から基準緩和となって施設が増えたようですが、実際に配置基準をクリアした園で、さっき言われた保育士不足によって配置できていない施設というのは、ちなみにどれくらいございますでしょうか。

(保育幼稚園課 宮地係長)

この基準緩和によって実際に対象になっているのは、58施設が対象になっております。ですので、25施設は、実際は保育士が確保できなくて実施化できていない現状でございます。

(有田会長)

ちなみに、きっと委員さんの中には幼稚園・保育所の数を知らない方、いらっしゃるか。高知市はどれくらい園数がありますか。

(保育幼稚園課 宮地係長)

公立の保育園が27園あります。それから、民営の保育園が62園ございます。

(有田会長)

幼稚園は。

(保育幼稚園課 宮地係長)

幼稚園さんは、公立の幼稚園が1施設です。私立の幼稚園が22施設ですけれども、そのうち認定こども園になっているのが、全部で15施設ございます。幼稚園型、保育所型、地方裁量型、幼保連携型含めて15施設です。それから、先ほど言いました公立の幼稚園が1施設、それから国立の幼稚園が1施設。それから私立の幼稚園が12施設あります。

(宮地委員)

やはり、ここも保育士が、幼稚園教諭が足りないから、この子育て支援員という格好にもなろうかと思えます。質のことにおいて、これは非常に大きな問題になろうかと思えます。2年間なり4年間かけて教育実習もし、実習もし、資格を取っている人と、どんなに力があっても僅か10何時間行ったら資格が取れる、ここにやはり大きな差は出てくるだろうと思えます。だから、その場しのぎ的な感覚でしかここはないと思えます。

保育士不足は、この部分だけで突いていってもどうしようもない問題だと思うんです。それは、私立幼稚園やっている我々も改善しなければいけないところが多々あると思えますし、そういうところをやはり切り込んでいかないと、このまま支援員だけで質が十分確保できるというのは、ちょっと問題かなと思えますので、高知市さんとしてもそういう保育士不足、幼稚園教諭不足ということが起きないように体制づくりが出てこない大変かなと。

これを、じゃあ、今どうするという分は具体的にはないと思えますけど、やはりそういう方向を目指していかないと、この制度で、養成校に通っている学生でも支援員としてカウントするとか、小学校教諭であってもカウントしていくという流れができようとしていますよね。

待機児童を減らすためにということと、そこは若干違うと思えますので、この辺は働き方とも関わってきて大きな問題になっていこうかと思えますけど、保育士不足と言われる、就学前の施設での職員の手立てということを高知市でも積極的に是非とも考えていっていただきたいなど。これはお願いでございます。

(有田会長)

高知市ならではの現状があると思えます。国が定めている色んな制度が、高知市に全て

入ってくることは無いと思いますので、そのあたり、高知市にとって一番望ましい質の担保ができるような保育士確保についての取組をどうかよろしく願います。

(齊藤委員)

特にここだけという話ではないんですけども、今回のこの会は、評価が目的だと思っているんですけども、例えば資料を見ていく中で、やっていることは素晴らしいことをやっているという認識はしているんですけども、例えば問題が何で、何故これがというところがちょっと資料では見え難い。

評価するに当っては問題があって、それをどうしたい目標があって、その対応がこれで、それが結果に対して評価するというかたちが普通の一連の流れかと思うんですけど、いまいち、失礼なんですけど見え難いな。対応したことだけが書かれてあるだけで、ちょっと評価しづらいのかなと思ひまして、そこら辺どういうふうになるのかなと、お聞きしたいなと思ひます。

(有田会長)

資料1-3の部分について、具体的な内容があると思うんですけども、このことが簡単に書かれているので、具体的なものが見えてこない部分があると思うので、それぞれの記述の中で、ここのところはとても高知市として重点的で成果があった、このあたりは課題があるんだというところが、もし明らかになる部分があれば、そこのところを強調していただくと評価をする我々にとってはやりやすいと思ひますので、もし、そのような点がございましたら、よろしく願ひいたします。

(大黒委員)

資料の1-2の45ページのところなんですけど、これから以降、文言について、「認定こども園等」という言葉がたくさんあっております。認定こども園等というのは、まずどういう内容なのかとうこと。おそらく保育園も入れて幼稚園も入れて認定こども園も入れてということじゃないかなと思うんですけど、保育園、私が調べてきたというか見てきた資料では保育園が89園、認定こども園が19園、幼稚園が10園という状況の中で認定こども園等という表示がどうして、また何か理由があるのかなということ。それから64ページには、保育所、幼稚園、認定こども園等という言葉が出ておるところもあります。そこらあたりちょっと、何か意味があるのかとうことと統一性がとれていないのかなとうことろですけど。

(子育て給付課 三吉係長)

今、大黒委員さんがおっしゃった45ページというのは、おそらく事業計画の中の冊子の中の45ページを指しておられるかと思ひます。該当する場所は資料1-2の後ろに資料編

として重点施策のそれぞれの課題を載せさせていただいております。そちらで45ページとおっしゃったんだと思います。

その中で、認定こども園等という表現ですけど、手前で、保育所、幼稚園、認定こども園をまとめて「以下、認定こども園等」という括り方をさせていただいている関係でこういう表現になっています。

計画の中で、認定こども園等という表現を使っているところは、保育所、幼稚園、認定こども園、この3つが全て含まれていると計画の中には表記をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

(大黒委員)

そういう表記になった理由というのは何かございますか。

(子育て給付課 三吉係長)

計画を策定する時に話をしていく中で、教育・保育の推進という、高知市は保育所に加えて、幼稚園、それと認定こども園に対しても施策を推進していくという、そういった方向性もありますので、それを横並びということでもまとめさせていただいたという経過があったかと思います。

(有田会長)

よろしいでしょうか。

次、重点施策③の「地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実」につきましてご説明をお願いいたします。

(子ども育成課 田中課長補佐)

私から重点施策「③地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実」について説明させていただきます。資料33ページ以降をご覧ください。座って説明させていただきます。

地域ぐるみの子育て支援のまちづくり等につきまして、高知市では資料34ページの主な事業に掲載させていただいていますように、地域子育て支援拠点事業、地域子育て支援センターの運営をしている事業でありますとか、親子絵本ふれあい事業などを始めとして様々な事業を行いながら切れ目のない子育て家庭への支援を行っております。

ここでは、いくつかの事業についてご説明させていただきたいと思いますので、次の35ページからご覧ください。

35ページは、地域子育て支援拠点事業、地域子育て支援センターについて掲載しております。地域子育て支援センターは、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化している中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤独感、また不安感を解消するために地域の身近な場所で子育て支援を行う固定施設として開設しております。

対象としては、乳幼児のお子さんとその保護者としまして、内容として4点書かせていただいております。子育て親子の交流の場の提供、交流の促進、子育てに関する相談、援助、子育て関連情報の提供、又は子育てに関する講習会の実施等々を行っております。箇所数としましては、現在高知市で10箇所、単独施設が4箇所、保育園・保育所併設施設が6箇所という内容になっております。

下の36ページにその箇所数を高知市の大街ごとの区分の中で「★」で地域子育て支援センターを表記させていただいております。東部及び北部が「★」の地域子育て支援センターの箇所数が少し少ない状況になっておりますので、今後、子育て支援センターの拡充を含めまして、比較的少ない、先ほど言いました東部若しくは北部に整備を目指していくように考えておるところです。

なお、「◆」の子育てサロンにつきましては、地域の民生委員・児童委員の方々や社会福祉協議会等の方々が、子育て中の方々が気軽に集える場として開催されておる子育てサロンの実施状況をあわせて掲載させていただいているものです。

続きまして37ページをご覧ください。

ファミリー・サポート・センター事業について説明させていただきます。ファミリー・サポート・センター事業は、保護者の方が仕事や家庭の都合で育児、子育ての援助を受けたい場合に、その援助を行うことができる援助会員がファミリーサポートセンターに登録することによって有償ボランティアによって子育ての支援を行っている事業です。

対象としましては、依頼会員が生後6か月から小学校6年生までのお子さんを持っています。援助会員、お手伝いできる方は、高知市内在住の20歳以上の方ということになっています。

実施しています内容としましては2点書かせていただいておりますけども、会員相互の援助活動の支援、マッチング等々と、ファミリーサポートセンターとしましては、援助会員拡充のための保育サービス講演会、レベルアップ講演会等を実施してレベルアップ等を図っているという状況です。

本年度12月末で登録会員数が、上の依頼会員が805名、下の援助会員が435名。両方に登録されている方が67人の計1307名の方がこの事業の利用者となっております。

続きまして38ページ、子育てに関する情報発信ということで、「こうちし子育てガイドばむ」をご紹介します。

子育て支援についてわかりやすく整理した子育ての応援情報誌でございます。もともとありました「ばむ」を全面改訂して25年度から配布しておりますんですけど、本年度さらに最新の情報にリニューアルをさせていただきました。ちょうどこれがその原本で、リニューアル前と大きく変わってはおりませんけれども、内容はさらに充実させていただいたものを本年度から配布をさせていただいているものです。

こちらの配布場所として書かせていただいている窓口センターのほか、赤ちゃん誕生おめでとう訪問の際に、子育ての家庭に全て配布させていただいております。

次、39ページをご覧ください。

子育てに関する情報発信という意味で、高知市こども未来部では、この2月1日から公式フェイスブックページとしまして「ほのぼの子育て」を開設しました。こども未来部の業務・事業の紹介や子育て知識に関する情報等を発信しているものでございます。

高知市のホームページからリンクを貼っておりますので、そちらからもご覧いただくこともできますし、「高知市こども未来部 ほのぼの子育て」で検索していただく等で情報を全ての方がご覧いただけることにしております。そういったことも含めて子育てに関する情報の発信に努めていくところでございます。

次に、40ページをご覧ください。

親子絵本ふれあい事業でございます。親子絵本ふれあい事業は、親と子どものふれあいを深めることを目的としまして、絵本の読み聞かせに関する講習会でありますとか、親同士の仲間づくりの場として実施している事業となっております。また、その場を通じまして簡単な遊びの指導でありますとか、子育て相談等も合わせて行っております。対象としましては、生後6か月から1歳6か月までのお子さんとその保護者でございます。その際に絵本を1冊プレゼントもさせていただいております。そういった子育て中の保護者同士の交流の機会を作ることで、孤立化でありますとか育児不安の減少にもつながっていくように今後も継続して実施したいと考えておるところです。

最後にまとめと今後の課題ですけれども、41ページに書かせていただいておりますとおり、地域子育て支援センターにつきましては、切れ目のない子育て支援の核となる拠点施設として、今後も機能強化をさらに図っていくとともに、先ほど申し上げましたとおり、高知市の東部、北部に、それぞれ2施設の整備を31年度までに目指してまいります。

2点目です。子育てに関する情報発信につきましては、利用者にとってわかりやすく利用しやすいものになるように、引き続き、先ほどもご紹介させていただきましたフェイスブック等も通じて取り組んでまいりたいと思います。

3点目です。親子絵本ふれあい事業につきましては、地域の中における子育て支援の視点から、参加者にとってより充実した事業となるように実施場所の変更も含めて検討してまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

(有田会長)

先ほどのことにつきましてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(筒井委員)

37ページのファミリー・サポート・センター事業についてですけれども、お聞きしましたら、依頼会員は805で援助会員が435ということで、援助会員拡充というのが下にも出ておりましたけれども、この保育サービス講演会とかレベルアップ講演会というのをやられていくんですけども、このあたりの効果ですね、援助会員を増やすという意味での、これはど

んな感じかということとですね、あと、その他、ファミリーサポートセンター、特に課題としてあげられることはないのかという、その援助会員が拡充されればうまくいくのかというところですね。

あと、もう1点、34ページの主な事業の中に一時預かり事業というのが入ってございますけど、これについては、特に課題等についてもご説明なかったですし、後ろの資料を見ても書かれていないんですけども、一時預かりというのは、普段、保育園を利用していない方が何かの理由で一時的に預けたいということで、これはすごく子育てしている家庭にとっては大事な事業だと思うんですけども、ここらあたり、1年間やられての課題点とかありましたら、お願いします。

(有田会長)

ファミリーサポートセンターと一時預かりにつきまして成果と課題をお願いします。

(子ども育成課 田中課長補佐)

まず、ファミリー・サポート・センター事業ですけれども、保育サービス講演会でありますとかレベルアップ講演会を援助会員の方を対象に実施させていただいているものでございます。ですから、子育てに対する熱意がある方に対して、そういったことをやっておりますけれども。それから、レベルアップ講演会につきましては、そういうことで実施しています。

それと、拡充のために保育サービス講演会をやっておりますけれども、なかなか目に見えて人数が拡大しているという状況ではございませんが、今のところ、その援助会員さん、それから両方会員さん含めた500人ほどの体制で、依頼会員の人数に対しては充足できている状況にはございます。

そうは申しましても、援助会員の方が場所によっては濃淡、多い・少ないというのがございますので、そういったところを、今のところは問題になっておりませんが、できるだけ問題にならないような人数が少ないところは特に拡充を図っていくと、そういうことも取り組んでいくところでございます。

課題につきましては、先ほど申しました援助会員の数にちょっと地域差があるということ。それから、そういったことでマッチング、こういうことをお願いしたいけれどもと依頼があった時に、それが可能な方が少ないですと、なかなか調整が難しいことがあるということだと思っております。

(保育幼稚園課 山崎課長)

一時預かりの事業についてご説明いたします。次の資料になりますが、資料1-3の12ページをご覧ください。中ほどに一時預かり事業の幼稚園、それからその他というかたちであります、その他で、幼稚園は新制度に伴いまして、平成27年度から事業化というこ

とになっておりまして、子ども未来プランでは出てきていないものになります。

一時預かり事業、22年度の実績が7施設であったものが26年度では9施設ということになっておりまして、今後についても保育ニーズに対応していく。それから、事業計画では86ページに、その数値目標というものもありまして、施設数でわかり難いですが、ニーズに対して供給で不足しているという計画の中で今後も継続してニーズに対応していきたいと思っています。

(筒井委員)

このニーズに対応していくというところをもう少し具体的にお願いできればと思います。

(保育幼稚園課 山崎課長)

この事業計画におきましては、27年度時点で1日1人というカウントで2337というニーズが不足ということになっておりますので、それについて31年度までに、そのニーズを満たしていく整備なり新たな事業の開始なりということを考えております。

この人数というのは、2337という人数は利用頻度の高いところの一時預かり事業の実績、1施設あたりの利用者に非常に近い値にはなっています。

(有田会長)

一時預かり事業って緊急に来て欲しいという家庭に対しても対応ができていますか。

(保育幼稚園課)

一時預かり事業には、いくつかの利用の方法がありまして、その中には、緊急保育サービス、保護者のお母さんの入院であるとか、そういったことにも対応しておりますし、それからリフレッシュ保育サービスというのもありまして、それは保護者の方が育児疲れの解消とかという目的でご利用いただけるというものになっております。

(有田会長)

対応はうまくいっているのでしょうか。

(保育幼稚園課 山崎課長)

例えば急病とかの時の緊急保育サービスというのは非常に大切な仕事であると思っております。その他、リフレッシュというのが非常にハードルが低い保育ということがありますので、一時保育の実績でいうと26年で12450人利用していますので、ニーズにお応えができていないのではないかと考えています。

(有田会長)

ファミリーサポートで、数字から見たら805と435といたら、やはり対応ができていないんじゃないかと、単純に数を見て思うのですけども、対応ができていたというのは、言っても難しいから諦めてということではないのですか。

(子ども育成課 田中課長補佐)

先ほど言いました805は依頼会員さんで、500弱が援助会員さんになりますけれども、登録制度になっておりますので、登録された全ての方が利用されているというわけでもございませんので、緊急的にお願いする時を見越して登録をされている方も非常に多いですので、現状では現会員数で充足はしております。

(中西委員)

情報提供ということで、フェイスブックは出ていますので、これはすごく有効なことだと思うんです。今、紙ベースでは伝わりませんので、どうやってデータで載せるかというのは今の課題になっていると思います。

1つの方法として、例えば母子健康手帳を交付する時にメール登録していただく。そうすると限定した人に送れますよね。何歳で、今、生まれたら6か月健診で一斉に6か月健診の方へ案内が送れますよね。それで、ついでに広報の何に載っていますとかいう、そのLINEで送って、そして一方、ペーパーを送っているということを出しておく、公開するという方法もあるんですね。

これも、ある小学校で講演に呼ばれて、体育館の横で舞台に上がる前にちょっと衝立の向こうでお茶を飲んで待っていたら、小学校2年生くらいの子のお母さんだと思うんですが、このあいだは遠足でね、遠足の前の晩、子どもが、ママ、明日のお弁当何？って聞かれて、え？って言ったら、明日遠足だったって。それからコンビニに走って弁当を間に合わせたんだけど。それで、去年の先生はね、LINEで送ってくれたんよね、遠足のペーパーを今日、子どもに渡しましたってことをLINEで送ってくれたので見たんだと。だけど、今年の先生はそれをくれないからわからないんよね、と言う。じゃあ後で先生に皆で行ってお話しようじゃないか、と言って、4、5人のお母さんが話をしているんですね。これが今の現実らしいです。

ですから、私達の感覚で言えば、ペーパーを出しておけば当然見てくれて、対応してくれると思うんですが、あれくらいいいものを出しても、それは見ないというのが今のお母さん、特に見ないお母さん方の中に色々な問題を抱えているお母さんがいるんですね。それで、直接自分にメールが来ると嫌でも見ますので、それを見てもらうには交付時に登録していただいて、こういう重要なものを送りますからねということによっておけば比較的受けてくれる。

フェイスブックと同時にですね、ついでに、送った時にフェイスブックにこんなものを

載せていますというようなことをちょっと付けると見てくれる可能性がありますので、是非、検討できればその辺も検討お願いしたいと思います。

(子ども育成課 田中課長補佐)

ありがとうございます。ご意見、参考にさせていただいて検討してまいりたいと思います。

(有田会長)

その他、ございませんか。

(井上委員)

先ほどのフェイスブックに関連してですが、フェイスブックは更新したりとか何か載せているだけじゃなくて、別のアピールとかはされているんでしょうか。

市役所の職員の方、いっぱいおいでますので、皆さんが「いいね」をすると大分拡散するんじゃないかと思うんですが。そういうアイデアなりを先ほどのメール登録とあわせてやっていけばいいのではと思いましたので。

(宮地委員)

今、(ホームページを)開いて見ていると、ファミリーサポートセンターの資料は高知市のホームページの中に載っているということが、すごく周知もされているけど、どこに行ったらあるのかというのがわかり辛い。

ながめていけば、せっかくいいことをやっているのだけれども、13事業の1つの地域子育て支援なんかも、力を入れてやってくださっているのはわかります。ほとんどが、それ以外、国から出てくる分というかたちになっている中で、この辺がすごい大事な部分になってくるだろうと思いますので、是非とも高知市で力を入れてもらいたい分と、それから、どうやったらそれへ辿り着けるのか。子育ての分でもどこかで一元化できるようなコンシェルジュ的な分も置いてほしい。

ファミリー・サポート・センター事業なんかも本当に、最初に聞いた時には何なんだということで、結局、平成6年に国で始まった事業であるということがわかるけど、それと高知市の関わりと事業をしている主体がどうなのか、その辺がよくわかりませんが、どこか周知活動というのが何かうまくできたら。

こっだけ高知市は色んなことをやりゆうんだな。万遍なくやれて、じゃあ、その周知がどこまで行き届いているんだろう。セクト別になっていて本当に必要とする人に十分その網がかかるような、届くようなかたちになっているかというのは、これだけ見せてもらって不安になった部分がありますので、何かその辺の知らせていく方法、知恵を出していただきたいなというお願いでございます。

(有田会長)

子ども・子育てに関することは、ここにとりあえず行けば、そこで、こっちがいいよ、ここに聞けばいいよという交通整理をしてくださるところの窓口がはっきりすると非常に活用しやすいのではないかと思いますので、そのあたり、高知市が本当に頑張ってやっていらっしゃる事が市民の皆様にも周知ができていける、そういう工夫を是非お願いしたいと思います。

他にございませんでしょうか。

そうしましたら、次の重点施策でありますところの「児童虐待の発生予防」につきまして、お願いいたします。

(子ども家庭支援センター 中城副所長)

私からは重点施策の「④児童虐待の発生予防」について説明をさせていただきます。座って失礼します。

まず44ページをご覧ください。こちらに図を載せておりますけれども、こちらは、子ども・子育て支援事業計画の重点施策に盛り込まれました関連事業等を中心にまとめましたイメージ図となっております。保健福祉の事業を重層的に実施をするということに加えまして、虐待予防に関する広報啓発活動や地域におけるネットワークづくりを進めながら児童虐待の発生予防を図っていくことというのを図にまとめたものとなっております。

次、45ページになりますが、まず①とあります児童家庭相談です。私共の子ども家庭支援センターでは児童虐待に関する相談だけではなくて、子どもさんや、それから子どもさんのおられるご家庭の各種の相談を幅広く受け付けております。

下に相談件数の推移というのを年度別にあげておりますが、養護相談といいますが一番多くなっておりまして、これがほとんどということになりますけれども、こちらは保護者の方の離婚や死亡、それから家出や入院等々で養育困難になられた場合、それから、また虐待等に関する相談が、養護相談ということになっております。件数は見られてわかりますとおりに年々増えているといった状況でございます。

それから、下段の46ページになりますが、児童虐待予防推進事業ということで3つほどあげさせていただきます。

まず、1つ目ですが、児童虐待予防講演会の開催です。これは毎年11月に児童虐待予防推進月間に併せまして、高知市が主催で開催しております。今年は11月3日に参加者150人をお迎えして講演をさせていただきます。講師は一般財団法人児童虐待防止機構の理事長であります島田妙子さん。ご存知の方も多いかと思いますが、被虐待の実体験を元に「被虐待の淵を生き抜いて ～人が人にあたらない社会をめざして～」というテーマでご講演をいただいております。

それから、2つ目のオレンジリボンキャンペーンの参加・協力ということになっており

ますけども、こちらもおレンジリボンキャンペーンというのが、児童虐待のない社会の実現を目指す市民運動ということで、平成27年度は、タスキリレーを目玉事業として行っております。オレンジリボンのシンボルカラーでありますオレンジ色のタスキをかけまして、西は佐川町、それから東は香南市から高知市まで、関係の方でタスキリレーを行っております。私共の子ども家庭支援センターの職員も走らせていただきました。

それから、3番目ですが、広報紙「あかるいまち」による広報・啓発とございます。こちら、あまり「あかるいまち」で大きい枠はとれていないのですが、児童虐待予防推進月間や里親に関する事業を載せさせていただきまして広報・啓発に努めているところでございます。

それから次に、47ページです。

③子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業ということですが、まず、1つ目の「・」ですが、児童福祉司任用資格取得のための講習会の受講ということでして、私共の子ども家庭支援センターが、こういった子どもを守る地域ネットワーク、要保護児童対策地域協議会といい、要対協と略して言いますけれども、要対協の調整機関を務めております。私共の職員に、児童福祉司の任用資格取得のためのこういった講習も受講を奨めておりまして、今年は保健師が2名、この児童福祉司の任用資格の講習を受けております。

それから、地域ネットワーク構成員の専門性向上のための研修の実施ということで、私共の職員が出前研修というようなかたちで、保育士の方、それから放課後児童クラブの支援員さん、それから福祉関係の職員などを対象に研修を行っております。

それから、関係機関との連絡調整会議の開催ということですがけれども、私共の業務と非常に結び付きの深い母子保健課と週1回連絡会をやっていますし、それから、生活保護の担当課とは各係と毎月1回連絡会をやらせていただいております。

それから、「児童虐待対応の手引き」の改訂版の作成・配布ということですがけれども、こちらに実物を持ってきておりますけども、平成24年に作ったんですけども、ちょっと内容に修正が必要になりましたので、改訂版を作って関係機関に配布をする予定としております。

それから次に、48ページですが、養育支援訪問事業です。

これはどういった事業かと申しますと、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対しまして、保健師や保育士等が居宅を訪問して養育に関する指導や助言等を行うという事業になっております。こちらの事業は、乳児院、それから児童家庭支援センターなどを運営します社会福祉法人 みその児童福祉会ですけども、そちらに事業を委託して実施をしておるところでございます。

こちらの事業ですけども、事業終了となりました後もメールや電話、それから不定期にはなりますけども、訪問等でそういった家庭と関わりを持つということで、虐待の発生予防においては非常に有効な事業となっております。

それから次、49ページになりますが、こちらにまとめと今後の課題ということでまとめ

させていただきます。3つ「○」がございますけれども、まず1つ目の「○」です。先ほど、母子保健課からも説明がありましたけれども、妊娠期からの出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことによりまして、子育て家庭が地域の中で孤立しないようにしていくことが重要であると考えております。

国では毎年、虐待による死亡事例の検証というのをしていきまして統計なんか出ておりますけれども、やはり、0歳児の子どもさん、それから0歳から2歳といった非常に小さい子どもさんの死亡というのが多くなっておりますので、こういった妊娠中に早目の支援をしていくことというのは、虐待の観点からも非常に重要なことであろうと考えております。

それから次、2つ目の「○」ですけれども、虐待の発生予防を図っていくためには、なかなか行政の対応だけでは十分でないと考えておりますので、そちらに書いてありますように、行政と地域とが連携・協働して、「高知市の子どもは自分たちが守る」んだという強い意識をもって虐待予防に関する取組を推進していくということが非常に重要になろうかと考えております。

それから、最後になりますが、一般市民の方を対象にしました定期的な啓発活動は当然行っていきますけれども、子どもに関わる関係者に広く出前研修というかたちで講習会を開催するなどしまして、連携の強化と専門性の向上を図っていくことが必要になろうかと考えております。

それから、50ページから52ページまで参考として簡単に虐待の統計の数字をあげさせていただきます。

まず50ページですけれども、子ども家庭支援センターにおける虐待に関する相談の件数と虐待の認定件数をあげています。平成26年度が虐待の相談としてあがってきたのが191件で、虐待として認定をし、対応した件数が119件ということになっておりまして、そちらにある表のとおり年々、相談件数、それから虐待件数が増えている状況でございます。

それから、虐待の種類別の件数ですけれども、見ていただくとわかりますように、心理的虐待というのが25年度から非常に数が増えていると思います。こちら、統計上のからくりがございます。虐待を受けた子どもさんのきょうだい児については、やはり面前で虐待を目にしているということで心理的な影響があるというところで、心理的虐待として、き虐待認定した子どもさんのきょうだい児さんは自動的に載せることになりましたので、この数が増えています。

それから次、51ページになりますが、被虐待児童の年齢別の件数です。

26年度を見ていただいたらわかりますように、0歳から3歳が24人、3歳から学齢前が29人、学齢前トータルで53人、それから小学生が43人と。やはり、虐待を受ける子どもさんの年齢というのは小さい方が非常に多いのかなというところです。

それから、虐待者別の件数ですが、よくニュースなんかで内縁の男性なんかによる虐待死なんかセンセーショナルに語られますけれども、実際に虐待をしているという認定で見ると、実母さんが一番やはり多くございまして、これは高知県でも、それから国の統計

でも、やはり同じような傾向がございます。

それから最後、52ページですけども、高知市で現在、管理をしております要保護児童等の数です。どちらも年度別で載せていますけども、やはり年々、登録して管理をしているケース数というのは増えております。平成27年の4月時点で773件ケース管理をしております、所属機関別、虐待別は下の表のとおりとなっております。以上です。

(有田会長)

ただいま発言につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(齊藤委員)

児童虐待、色んなところに表があるんですけども、年々増えているという話をお伺いしまして、今、ニュースでもまだ、やはり後を絶つことがないということが現状だと思うんですけども、この増えた理由に関して、おそらく、まとめと今後の課題、49ページのところで、孤立しないようにしていくことが重要であるとかいうところがあります。おそらく孤立が増えたのが原因とおとされていると思うのですけども、ここの孤立されたというところが何割ぐらい占めるのかなと思ひまして。

(子ども家庭支援センター 中城副所長)

孤立という数をとるには、まず定義をしないとイケませんので、そこまできれいな定義をして数は拾っておりませんので、孤立が何%何割というのは、ちょっとお答え難しいんですけども、やはり一般的に言われていますように、昔だったら三世代が同居していたのが核家族化して行って、なかなか親族の方の協力が身近に得られないとか、それからやはり、今のご時世、隣は何する人ぞというようなことで地域でのそういった支援というの、なかなか昔に比べて得られないという状況はあろうかと思ひますので、そういったところで、うちとしては課題として捉えさせていただきます。

(齊藤委員)

その何割かと聞いたのはですね、具体的にちゃんと原因を掴んでいるのかなと感じまして、今、お聞きになると、わからないと。世の中の常、昔と比べて今はこうであるというところの比較だけであって、原因がまだ追究されていないようなイメージがありますので、やはり色んな要因が複雑に絡まるとは思ひますので、これというのは掴めないと思ひますけど、そこを掴んで今後課題にしていくというのが普通の流れなのかなと思ひます。

やはりですね、その孤立とかもそうなんですけど、年々虐待数が増えているということは、孤立は増えているのかなと思ひまして、例えば、孤立の割合が多いか少ないかちょっとわからないという答えでしたけど、後の部分の原因をどう対処されるのかというところを聞きたいなと思ひたんですけど、今のところ、まだ掴まれていないということになるわ

けですね。

(子ども家庭支援センター 中城副所長)

そこは細かくそういった分析をして捉えておるといふことにはなっていないです。

(齊藤委員)

やはり、その点というのはちょっと問題なのかなと思いますので、今後、高知市として対応していただきたい部分ではございますね。去年か、もう全国ニュースになるくらいの虐待がございましたよね。そこがあってもまだ把握していないというのはいかがな話かなと感ずますので。

今後やっていくに当って原因の把握というのは必要かなと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

(子ども家庭支援センター 中城副所長)

わかりました。それで、細かくですね、今、そういった原因についての捉えといふのはできていないといふことはお話ししましたが、私共で管理していますケースにつきましては、定期的に項目を立てて、アセスメントをしております。その中でやはり、この家庭について、この子どもさんについては、なかなか社会的にはそういった支援が受けられない家庭であるとか、そういう洗い出しといふのはしておりますので、そういう中できちっとした捉えをしていきたいと考えています。

(中西委員)

これは、専門で20年やっているんですが、ちょっと孤立でパーセントといふのは、特に孤立プラス何かといふのが大体のあれだと思ひますね。

それから、ケース、今回773件と出ているんですが、これの8倍から10倍あるんですね。ですから、高知市内で、ちょっと程度の差はあるんですけど、虐待、いわゆるしつけ以上虐待未満含めると、大体8倍から10倍ありますので、そうなるとやはり7000件くらい、高知市内の子ども、15歳以下の子どもで7000件くらいあっておかしくないのが現状なんです。

それで、これ、増えているのが多いか少ないかといふ議論があつて、ある教授が増えることは良いことだといふ議論をもうずっとしている人がいるんですが、これはどういふことかと言つたら、今7000件あるやつが、発見されてなかったのが、今、こういう色んな啓蒙をする中で発見されだして出てきている。だから良いことだといふ議論もあります。

0ならいいんですけど、実際にはそういうような数が潜在的にあつて、その中で見つかつてきたのがこの数。だから、増えることはいいんだといふ議論もあります。だから、増える・減るといふのは、あんまり私達は意識していないんですね。

まとめと今後の課題の真ん中のところですね。行政と地域とが連携・協働し「高知市の

子どもは自分たちが守る」んだという意識を持つという。これ一昨年でしたね、市長と会った時にこの質問、中学校区でそういう組織を作りませんかと言ったら、市長は、小学校区で作るんだと言ったんですですが、多分、青少協を意識して言われたんですね。

ちょっと青少協と、この虐待の対応、メンバーというのはちょっと違うかなと。大体、青少協は自分達自らが参加する子ども達をどうするかというところなんですね。この虐待対応に必要なのは、まず出てこない。さっき言った孤立している、そういう人達をどうするのかということになりますので、こちらから出て行かないと向こうから来ることはない。そういう人達をどう育てていって地域で見えていただくのかということをやらなければいけないと思うので、ちょっとそこを頭において、最終的には青少協のメンバーが多分見ていただくので、そこへ行くまでの過程ですね。

これはちょっと行政でコーディネーターか何か使って、地域にそういう人達を育てていく。私は、できたらシニア世代をどう使うかという考え方で今、思っているんですが、地域の中で近所で困っている人がいたら声をかけていく。赤ちゃんがいたら声をかけようとかですね、そんなことから始めていくことが必要かなと思うんですね。

ちょっとここをもう少し具体論ですね、これを入れていって地域の中でそういう人達を育てていって孤立をなくするのかということが必要かなと思います。

(有田会長)

色々ある時に、前回も、お互いがわかってはいるんだけども連携ができてなかったということが大きな課題であったように思うんです。それぞれの地域や団体でも取組はされていると思いますけど、そこをつないでいる人がいないがために効果が出ていないというところがあると思いますので、そういうところは、うまくつないでいかれる何かの仕組みができていくことが必要ではないかと思われまので、そのようなアイデアなんかもあればと思うところです。

他にご意見、ご質問ございませんか。

なければ、最後の⑤のところの「障害児支援の充実」、お願いいたします。

(子ども育成課 神崎係長)

皆さん、こんばんは。子ども育成課の神崎です。

私からは、重点施策の「⑤障害児支援の充実」についてご報告をさせていただきます。

資料は53ページ以降になりますので、よろしく願いいたします。座って失礼いたします。

まず、54ページをご覧ください。

この図は発達障害児の早期発見・早期療育支援体制の全体像を示しております。平成26年度の実績を入れたものになっておりますが、1点修正がございます。母子保健課の1歳6か月健診を未受診者の数値が左の中ほどになりますが377名とありますが、正しくは361

名となっております。大変申し訳ありませんが、訂正をよろしく願いたします。

この支援体制で特に重要な位置付けにありますのが、お子さんの特徴的な様子が見られ始める1歳6か月健診です。受診率の低さが課題となっておりますが、対応策として平成22年度から日曜健診を取り入れ、さらに平成25年度から1歳9か月時点で未受診者の方全員に訪問による受診勧奨を行っております。少しずつではありますが受診率は伸びてきております。

また、早期発見後に大切なのは、お子さんへの発達課題に応じた具体的な支援です。専門機関につながるまでの支援として、子ども発達支援センターでは、早期療育教室や心理士相談、園への技術支援、親子通園ひまわり園などを実施しており活動も定着してきております。

次、55ページをご覧ください。

こちらのグラフは、先ほどお話をしました1歳6か月健診における精神発達面の有所見者の割合を年度ごとの推移を見たものです。平成21年度から発達障害児の早期発見に取り組んでおりますが、平成23年度以降有所見率が20%程度となっており、スクリーニング制度は安定し早期発見の取組の成果が出てきていると言えます。

次の資料56ページですが、これは参考資料なんですけども、文部科学省が行いました調査結果です。小学校、中学校の通常学級に在籍する児童のうち、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童がどのくらいいるかの割合を示したものです。

高知県も同様の調査を行っており、左に書いてございますが、公立小学校では全体の、26年度は8.4%となっております。このような状況からも早期発見、早期療育の支援体制の充実をより図っていくことが必要であると言えます。

次は、57ページをご覧ください。

続きまして、在宅障害児への支援体制の推進について報告したいと思います。今年度4月から親子通園ひまわり園の新規事業として「ゆったりっこ」クラスを新設いたしました。対象は心身に障害を持つ発達のゆるやかなお子さんと保護者です。生後2か月から4歳ぐらいまでのお子さんが参加されております。

スタッフは保育士、保健師、理学療法士で、プログラムの内容は、親子マッサージやふれあい遊びなど個々のお子さんの発達に応じた支援を行っております。回数を重ねる中で保護者同士の交流が深まり母親の表情にも変化が見られたり、お子さんの発達も促される様子が見られております。当初火曜日クラスのみ実施していましたが、参加児童がコンスタントに増えたため、10月から木曜クラスを追加して実施しているところでございます。

次は、資料の58ページです。

就学前の支援が必要な児童の支援体制についてご報告いたします。この図は支援体制の流れ全体をお示ししております。この支援体制の中で、サポートファイルは児童への支援が途切れることなく引き継がれるためのツールとして重要な位置付けになっております。サポートファイルの所持率は増える傾向にありますが、今後は関係機関との連携を強化し、

活用場面を増やしていくことが必要です。

そこで、スライドの59ページになりますが、サポートファイルをさらに活用しやすくするために関係課が集まり機能性、耐久性、体裁の面から見直し、改訂版が完成いたしました。本日持って来ておりますが、このようなかたちになっております。お返ししますので、中をご覧ください。

今回の改訂ですけれども、特にこのサポートファイルの中にお母さんが書いた子どもさんの様子とかいったことのコピーが、そのまま保育幼稚園課や障がい福祉課の申請書類の1つになるような工夫をしております。あと、各項目にインデックスを付けリングファイルにすることで活用のしやすさを向上させております。昨年の12月から配布を開始しております。

最後に、まとめと今後の課題です。まず1点目、発達障害児の早期発見・早期療育の流れを整えることができている、今後はさらに内容の充実を図っていきたいと思います。

2点目、在宅障害児の支援体制の推進として、平成27年度から実施している「ゆったりっこ」クラスは、早期支援の場として保護者、医療機関双方からのニーズがあり今後も対応の充実を図りたいと思います。

3点目。サポートファイルの所持率は、徐々に増えておりまして、今後も引き続き活用の推進に努めていきたいと思います。

(有田会長)

次にあります障害福祉サービス及び特別支援教育のスライドにつきましては、事務局から報告はございませんが、ご意見、ご質問には含まれておりますので、先ほどの説明につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(小笠原委員)

障がい福祉課に関係をしていると思うんですけれども、放課後デイサービスの件数がすごく増えてきています。放課後デイサービスの件数が増えるに当たって、その就学前のうちの事業、療育の事業からつながっていく子ども達のお母さんの中で、サービスのわたり、あっちも使ってこっちも使ってという中で、子どもがせっかくこのサポートファイルを使っていたりだとかということにつながりをもって次につなげていこうというようなところが、その時点で、多分、お母さんが焦ってしまって、色んなところを使い過ぎて子どもがそこでパニック状態になってしまっているというような現状がちょっと見られるようなことが起こっています。

なので、そのサポートファイルの中身に、ここに書かれているところについて、じゃあ、どこに、この時期にどこに自分の思いを伝えたら小学校の先生に伝わるんだろうとかというところがちょっと書かれてあれば、お母さんは焦って色んなところを行きまわらなくてもいいのかなということもちらっとこの度感じたので、そこをつながりの方ですよね。

もう多分、年長さんになると、次にこの子の状態を誰に伝えようというお母さんの不安が始まり、1月ぐらいになるとほとんどパニック状態。このサポートファイルというか、今作っている、自分達が今、この子ども達がここまで育っているという状態と一緒に作ろうねと作り始めた状態ぐらいから、お母さんは、これをいつ伝えよう、どのように誰に伝えよう、学校の先生、いつになったら私の話を聞いてくれる？というようなパニック状態になるお母さんもおいでるので、そここのところでちょっと指針があれば大丈夫なんだよって。このまましっかりつながっていくんだよっていうところがあればいいのかとちらっとこのあたり感じたので、お願いをすることが1つ。

後は、ひまわり園の活動、親子通園、すごく良い活動をされていると思います。障害児に関わらず本当に愛着という問題はすごく大切なところだと思うんです。なので、障害を持って生まれた子どもさんというのは過敏さというのがあって、なかなか親子の絆を持ちづらいけど本当は持ちたいんですね。子どもは、本当は親を求めていますし愛着を求めていますし。持ちたいんだけど、過敏性ゆえに自分をシャットダウンしてしまっている。けど、本当は持ちたいというような、その葛藤状態に陥ることで問題行動につながっていくというような過程があるので、そここの部分を一緒に伝えていけるようなそのシステムというのはすごく良くて、親子通園の中で色々こういう関わりを持ちましょうねというような親子のつながりを持つ活動というのは、すごくもっともっと広げてほしいなと思うのと同時に私達の事業でもやっていきたいなと思ったことでした。

(有田会長)

サポートファイルというのは、保護者が持つわけですか。

(子ども育成課 神崎係長)

保護者が管理をして持っています。必要な事項を保護者の方が書くんですけども、支援者もきちんと参入して、保育園であるとか幼稚園であるとか私達もそうですし、医療機関もそうですし、必要な者が書く欄がありますので、必要な者が参入して書いていくとかたちになろうかと思います。

(有田会長)

就学前だったら保育所とか幼稚園に行っているわけで、そこで行っているところの支援の中身だったりもここに全て書いてあって、小学校に伝える時には、保育所・幼稚園の先生や保護者と一緒に小学校へつなぐ内容も加えるわけですか。

(子ども育成課 神崎係長)

移行支援について、移行支援計画とかが作られていたら、サポートファイルの中にそのペーパーがきちんと入って行くとかたちを想定しております。保育園・幼稚園から小

学校に就学するまでの仕組みとしましては、少し説明していただいたら。

(教育研究所 楠瀬班長)

就学相談については、教育研究所の特別支援教育班が特別支援保育担当、いわゆる加配保育士がついている子どもさんを中心には就学相談をさせていただいていますし、加配というかたちで担当保育士がついていない場合でも、診断があるとか、就学に向けて心配なお子さんには全て就学相談というかたちで一緒に就学に向けてどういう支援が必要かということも考えておまして、それで、保育所や幼稚園でそういう就学相談につながったお子さんについては、個別の移行支援計画というものを保育所や幼稚園で作成していただいて、それを就学先、小学校や特別支援学校へつなぐようなかたちにしております。

また、今、お話ありましたように、担当保育士さんや園長先生や保護者が小学校での引継会に参加をし、また場合によっては私共の就学相談担当の教育委員会の者が一緒に参加して、入学後も安心して支援が引き継いでいけるような取組をしております。

(有田会長)

ご家庭の方、とても、どこにつながっていくんだろうかというのを、サポートファイルと園と小学校が持っているものの内容は当然違う内容もあると思いますけども、基本的に共通に持っていないなければならないことについての内容はどこになりますか。

(教育研究所 楠瀬班長)

この個別移行支援計画をサポートファイルの中に、保護者も持ち、それから就学先の学校にもそれを渡す。そして、それを元に学校は学校で新たに教育支援計画とか指導計画を立てていき、またそれもサポートファイルへどんどん綴じていくというかたちを考えております。

それで、保育所とか幼稚園の担任の先生に就学に向けて心配があるということをご相談いただいたら、あるいは直接、教育研究所の特別支援教育班に連絡いただいてもいいですし、就学時健診のご案内を教育委員会から出したチラシの中にも心配なことについてはご相談くださいというところも明記はさせていただいています。

(小笠原委員)

必要なことが書かれてあるのは、すごくわかるし、これは必要ですし、つなぎというのをやっているのは知っているんですけども、保護者の方にそれが伝わってない事が問題なのかなと思います。

多分、今の保護者の方の特徴なのかもしれないんですけども、発信がとても弱い方がすごく多くていらっしゃるの、困っていてもギリギリまで表現できなかつたりということがあったりするんですね。もう突然、ウワーッと泣き始めて、実はこういうことに困って

いるということを切羽詰まってからお話しになるということがあったりするのですが、こういうことがあるので心配しないでくださいねということが表紙に書かれてあったらいいのかなと思うので、もし、こういうのを配るのって多分、年長さんに入ると、ということになると思うんですが、手元にあった時に、就学時にはこういう手立てがありますよ、こういうことをやっていますよ、この時期にこういうようなものが開催されますよ、みたいなどころがわかるようになっていけば安心するのかなということだったので、それがちょっとわかるようなかたちでちらっとあるといいかなと思ったので、お願いします。

(有田会長)

せっかく来てくださっていて声を聞いていない委員さんがいますので最後にお聞きしたいと思うところですけども。

(小野委員)

先ほど、小笠原委員さんがおっしゃられた、行政側としたら仕組みを作っているけれども、保護者の立場に立った時に、確かにものすごく不安になっているというようなこと、それから自分のことを知ってもらいたいけれども言えない、言いたくない、そのこのところの細かいことをじゃあ誰が聞いてくれるのか。

簡単に言えば、保育士さんに言ってくれたらいいのにというところが言えない事情、言えない保護者が本当に増えている。コミュニケーションがものすごく、昔と本当に違っているなというのが、この部分を見せたくない人達が非常に増えている。それから、間違うことを恐れている大人が増えているような気がします。

もちろん、子どもさんもそうですけども、だから、先ほどの虐待のところなんかもそうなんですけど、究極を言えば大人の支援ですよ。大人をきちんとしなければ、これは立っていけない。そのこのところは、ここの場で、じゃあ、どういう支援がありますかということをお問う場では、きっとないのでしょうから、高知市として、そういうふうには福祉であるとか、経済面であるとか、生活保護費を支給しているからそれでいいのかといったらそうではない。なかなかその生活自体が立ち行かない人達を支援していくこと、それから精神的な虐待につながるような心理的な大人の困り事ですよ。

その人達が本当に心を開いて相談できていけるようなところっていうのを高知市として窓口を作るだけでは、やっぱりだめなのかなと、今日ちょっと思いました。

本当に難しいことだと思いますけれど、子どもの育ちというのを本当に大事な軸と考えて、放課後子ども事業にしてもそうなんですけど、自ら考えて動いていける子ども達をつくっていくための施策ということをお本当に考えて、これからは是非頑張っていっていただきたいと思いました。

保護者は非常に、本当に発信力が弱くなっています。こちらから声をかけても塞ぎます。こじ開けることもできませんけれど、私達、上からでなく横のつながりの中で何とかやっ

ていこうとしている人達も町にはいますので、是非その力も信用して使っていただけたらいいなと思いました。

(有田会長)

近藤委員，いかがですか。

(近藤委員)

すごく重要なことで、本当に色々な取組についてしっかり説明を受けましたので自分として非常に勉強になりました。どうのこうのと言うことではないんですけど、やはり、家庭をつくるということを考えていくとお母さんだけではなくて父親へのアプローチも必要な部分も当然出てくるのかなと思ったりもするところです。

それでやはり、地域社会の中で孤立しない原因をしっかりと掴むということについては、やはり今の住居スタイルに問題もあり、マンション生活をして、隣がどういう状態なのかわからない状態ですので、しっかり発信していくことの大切さと、やはり、訪問活動がすごく大事なのかなと思ったところでした。

私、中学校の教員ですので、非常に虐待についてはですね、敏感なところがあるんですが、どうしても、やはり幼少期からの家庭環境であるとかそういう状況が中学校への歪みになって表れて不登校の原因になったりということで、色んな関係機関を使いながら協力を得ながら個々にアプローチをかけているんですが、10人おれば10人スタイルが違うので、自分達としてもしっかりそういう情報をこういう場でいただきながらですね、私も勉強させていただいたというところでございます。

(有田会長)

神家副会長。

(神家副会長)

今回のこの会は事業の評価ということで、その任務を課せられているわけですが、私、この内容について直接私自身が接している部分が非常に少ないもので、そういった点からの事業がどの程度進んでいるのか、また効果を表しているのかというのが非常に捉えにくい立場にあります。どのように評価をするのかということ、先ほど齊藤委員が少し言われた点もあるんですが、何か第三者の客観的なデータに基づいて、それを見て評価するならばできるんですが、私は、今の立場でなかなかこの評価に関わることは難しいなということを感じている、直感です。事務局の方が資料に基づいて説明されていることをお伺いすると、すごく成果が上がっているんだなというように感じているのが正直な現在の感想でございます。

この計画に対して、その計画がどの程度実施されて、また成果があっているかという点

では、いつの時点かです。やはり客観的なデータが示されるような調査が必要なのだらうと思います。それによって具体的な数値目標に対してどれくらい達成できているのか。数値で表せないものに関しては、それをどのように評価としての資料を作り出すのかという、そのあたりの検討が必要ではないのかなということを感じました。

現時点では私、申し上げられるのはその程度になるのですが。以上です。

(有田会長)

徳弘委員、お願いします。

(徳弘委員)

私、発達障害児のところ、1歳6か月の健診で受診者数の中で有所見率が22.5%ってあるのを見てワツと思ったんです。すごく多いなと。その中で全員が全員でないですけど、そうやって考えてみると、私の地元の小学校でも、障害のある子が増えています。保育園でも加配の保育士さんがついてる子どもさんが5、6年前まではいなかったのに、このところずっと毎年、卒園式でも目に付きます。

やはりその障害のある子が増えたというのと虐待がすごく表に出て来たのと、何か関係があるのかな。やはりそういう育っていく家庭環境、それから、子どもを妊娠し、産む、そして育てる、その過程、そういうのって全然無関係じゃないんじゃないかなというのをずっと考えていたんですけど。

それがまたそれをどういう対応していくかというのは、本当に行政だけでも無理だし、地域力も必要だし、色んな関係機関が連携しながらやっていかないと、結局、その子ども達が大人になって、また同じことをというふうにならないために、今、一生懸命皆で考えてやっていかないといけないんじゃないかなって、すごく。

本当にまとまりませんし、本当に思っただけのことなので何とも言いようがないんですけど、そういうふうを感じました。

(有田会長)

新谷委員、お願いします。

(新谷委員)

私は、私立幼稚園に子どもを通わせていましたので、保育園の現状ってちょっとわからないんだけど、先日、朝のテレビ、情報番組で保育の質という課題で色んな保育園の先生や保護者からの意見について意見交換をしていたんですけど、やはり、保育士、幼稚園の先生が足りない原因が、やはり行政にあるという意見がありまして、やはり私達保護者も先生や行政からの情報をもらって初めてわかることというのはたくさんあるので、やはり、保育士、幼稚園の先生、色んな業者の方、専門的な知識をもっとたくさん情報がほしいな

と思ったことでした。

行政というところ、お給料の問題が一番出ていましたけど、やはり大事な子どもを預ける上でお給料が少ないとか、仕事のハードだというのが、なかなかずっと保育士を続けていくことにつながっていけないような結果も出ていましたし、そこら辺はもう少し検討していただいたら、保育士不足、なかなか解消はできないと思うんですけど、私達も安心して子どもを預けることができるのではないかなと思ったことでした。

今の保護者は先生にとりかかるとか、こういうことで困っているということがなかなか言えないという、発信力がないということも確かに問題だと思うので、親世代がもっと勉強できるそういう場所があればいいのかなと思いました。

(有田会長)

今回、重点目標の取組につきましてご説明いただきましたので、評価をしなければいけないところですが、評価基準等々は特になくわけですので、それぞれの委員の立場から今日いただいたご説明をもとに、意見を書き、評価をすればいいようですので、お手元にあります提出用の用紙に記入をしていただきまして、この会の終了後、あるいは後日郵送で事務局に皆さん、提出をお願いしたいところです。

高知市子ども・子育て支援事業計画の変更について

(有田会長)

続きまして、議事の(2)高知市子ども・子育て支援事業計画の変更につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

(子育て給付課 三吉係長)

お手元に配布しております資料2-1、資料2-2をご覧ください。

先ほど重点施策の中でもご報告させていただいている内容になりますが、利用者支援事業について事業計画の変更を行いたいと思っております、お諮りするものです。まず資料の2-2をご覧くださいませでしょうか。

昨年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度においては、幼児期の教育・保育と地域の子ども・子育て支援事業の充実を目指してございまして、利用者支援事業は、その新制度のもとで市町村が事業計画に従って行うものとされている地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業といっておりますが、その13事業の1つの事業となっております。

利用者支援事業の概要につきましては、資料の2枚目にA4の横になりますけれども国の資料を付けております。事業の目的等はご覧のとおりとなっております、地域の実情に応じて基本型・特定型・母子保健型の3つの類型を選択して事業を実施するようになっております。このうち母子保健型については、国の平成27年度の予算編成時に追加された

類型でございまして、事業計画を策定する時点でお話しをさせていただいた型の中には入っておりませんでした。

先ほどから説明をさせていただいていますが、特定型については昨年4月から保育幼稚園課に子ども・子育て相談支援員を置いております。母子保健型としましては、母子保健課に母子保健コーディネーターを置いて相談支援を行っております。

母子保健型については、先ほどの母子保健コーディネーターの具体的な業務、重点施策の取組状況のところでもご覧をいただいておりますけれども、2枚目の裏側に抜粋して付けさせていただいております。

先ほども言いましたけれども、事業計画を策定する段階での審議の過程では、特定型の実施を想定したご説明を行って、数値目標の設定を行ったところですが、今回、国の子ども・子育て支援交付金の交付を受けるに当たって2つの事業の型を分けて記載をしてくださという指摘がございまして、今回、計画の変更を行わせていただきたいと思います。

まずは、計画に記載している数値目標については、ご覧のとおり2つの類型に分けて記載をし直します。

次に、利用者支援事業が関係している施策について、主な関連事業等を記載している場所に2つの類型を記述するものです。その変更内容を計画書に反映させた状態を資料2-1でお示しさせていただいております。

具体的には下のページ数でいきますと、32ページのところに、主な関連事業のところに、利用者支援事業（母子保健型）を追加しております。

次、めくっていただいて43ページのところに主な関連事業のところに、もともと利用者支援事業だったところを利用者支援事業（特定型）という表記に変更させていただきます。

それと次、91ページの部分になりますが、最後の数値目標を記載している部分に利用者支援事業の基本型、特定型、母子保健型の類型を表記した内容に変更させていただきたいと思います。以上でございます。

（有田会長）

先ほどのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

なければ、子ども・子育て支援会議といたしまして答申内容を決定したいと思います。

先ほど提案のございました平成27年度諮問第3号 事業計画を変更案のとおり変更することにつきまして、異議のない方は挙手をお願いいたします。

▲▲▲（全員挙手）▲▲▲

全員一致で承認をされました。これで全ての項目を終わります。委員の皆様、ご意見本当にありがとうございました。

それでは事務局にお返しします。

(子育て給付課 森課長)

それでは、事務局から平成28年度の予定について連絡させていただきます。

平成28年度については5月下旬に新年度予算の概要説明と子ども・子育て支援に関する意見交換、平成29年2月頃に子ども・子育て支援事業計画の実施状況報告の審議を予定しております。

委員の皆様には、会議の出席について今後ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは以上をもちまして、平成27年度 第2回高知市子ども・子育て支援会議を終わります。有田会長始め委員の皆様、本日はありがとうございました。お気を付けてお帰りください。

▲▲▲ (終了) ▲▲▲